

# 要 望 書

平成24年11月

九都県市首脳会議

平成24年11月

九都県市首脳会議

座長 千葉市長 熊谷俊人

埼玉県知事 上田清司

千葉県知事 森田健作

東京都知事代理  
副知事 猪瀬直樹

神奈川県知事 黒岩祐治

横浜市長 林文子

川崎市長 阿部孝夫

さいたま市長 清水勇人

相模原市長 加山俊夫

## 首都圏における新型インフルエンザ対策について

平成21年4月にメキシコで発生し、世界各地で流行した新型インフルエンザ（インフルエンザ（H1N1）2009）の経験を踏まえ、実際に発生した新型インフルエンザウイルスの病原性に応じて弾力的な対応ができるよう、国の「新型インフルエンザ対策行動計画」が平成23年9月に改定されました。しかしながら、今後、強毒性の新型インフルエンザが発生し流行する可能性があることには変わりはないため、九都県市としましては、引き続き首都圏における新型インフルエンザの発生に備えた広域的な連携の強化に努めているところです。

平成24年5月に、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下、「特別措置法」という。）が公布されましたが、地方自治体の役割や権限、ワクチン接種体制、医療体制整備及び必要物資の備蓄等に係る具体的な指針や財源措置等が現時点で明確に示されていないことから、実際に新型インフルエンザが発生した際に医療現場や地方自治体において混乱が生じることが危惧されます。

今後、都道府県や市町村等地域の実情を十分に踏まえた上で、必要な基準や各種ガイドラインを整備し、必要物資の備蓄等に関する財源措置を早急に行うことが必要であると考えており、国におかれましては、新型インフルエンザ対策を国家的な危機管理の問題として、強いリーダーシップを持って、下記の事項について特段の措置を講じられることを要望いたします。

### 記

- 1 地方自治体において新型インフルエンザ対策の推進に向け、抗インフルエンザウイルス薬の投与、ワクチン接種、その他医療的措置等に関する検討を行うにあたり、その基となる具体的な基準やガイドライン等を早急に提示すること。
- 2 地方自治体における新型インフルエンザ対策を充実・強化するため、平時における医療資機材の備蓄、発生時に各自治体で対応すべき相談業務及びワクチン接種等に係る緊急的な必要経費について、各自治体の負担を軽減するために、財源措置の充実強化を図ること。
- 3 抗インフルエンザウイルス薬について、流通備蓄の拡大及び純国産の新薬を採用し、備蓄薬の種類を分散することで、これまでのタミフルに偏重した長期備蓄及び大量廃棄を解消する体制を検討すること。また、総備蓄量及び各備蓄薬の割合については明確な根拠を示し、プレパンデミックワクチンと同様に国での一括管理とするとともに、地方

自治体が必要とした場合には、迅速に供給できる体制を整備すること。すでに各自治体において備蓄している抗インフルエンザウイルス薬については、薬価差益補正による有効活用方法等の検討を速やかに進め、廃棄にあたっての方針を示し、必要な財源措置を講ずること。国での一括管理が不可能な場合には、期限切れとなる備蓄薬の廃棄と共に、補充に関しても国費による財源措置を講ずること。

- 4 特別措置法上、地方公務員及び住民に対する新型インフルエンザワクチン接種の実施主体は地方自治体となっているが、ワクチン接種事業については国がワクチン接種対象者の範囲、優先順位、費用負担及び副反応等について国民に混乱が生じないように、十分な説明と周知を行うこと。
- 5 新型インフルエンザに関して国から発信される情報は、一元的かつポイントを整理したものを国民に広く、確実に提供すること。また、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）第16条において規定されている情報の公表に関して、個人情報の保護に留意した公表の方法及び内容について、地方自治体により取扱いに差違が生じないように、基準を示すこと。また、国の公表に伴い、地方自治体の対応が必要となる事項については、報道発表前に各自治体に情報提供を行うなど、連携を徹底すること。
- 6 新型インフルエンザ発生時における帰国者・接触者相談センターの設置、感染症指定医療機関における診療体制の確保及び感染拡大状況に応じた一般医療機関での診療体制の確保等について、地方自治体において関係団体、関係機関等と調整を行っているところであるが、国においても日本医師会等の関係団体、関係機関等へ具体的内容を提示し、十分な協力が得られるように調整を図るとともに、医療資機材や設備整備等の基準を明確に示し、必要な財政措置を講ずること。
- 7 感染症法上、入院勧告・措置に伴う新型インフルエンザ患者の搬送及び移送については、都道府県及び保健所設置市区において行うこととされているが、多数の患者発生時には対応が困難になると見込まれるため、入院勧告時の緊急車両の利用等を含め、国においても迅速かつ的確な搬送・移送体制の確保について対策を講ずること。
- 8 特別措置法上、医療関係者に対する新型インフルエンザ等患者への医療等の実施要請については、都道府県知事が要請することとなっているが、国においても当該医療関係者に危険が及ばないために必要な措置の基準や財源措置を講ずるとともに、補償内容や範囲を明確にし、十分な協力が得られるように日本医師会等の関係団体及び関係機関等

への説明を行うこと。

- 9 特別措置法上、新型インフルエンザ等緊急事態時における国民への外出自粛の要請並びに学校、社会福祉施設、興行場等における催物の開催停止の要請及び事業者への指示については、都道府県知事等が行うこととなっているが、広域的な人権の制約につながる恐れがあるため、国が具体的な基準や根拠等を示すとともに、国民及び事業者等に混乱が生じないよう事前に十分な説明と周知を行うこと。また、国が主体となって全国的な大規模集会や興行等の自粛及び公共交通機関における感染拡大を防止するための対策を講じること。
- 10 新型インフルエンザ等の発生に適切かつ迅速に対応するために、病原体検査等で重要な役割を果たす地方衛生研究所の機能強化を図るための必要な財源措置等を講ずること。